

変動型（平均型）最低制限価格制度（試行）の見直しについて

1 概要

令和3年1月4日施行で一部改正した「変動型（平均型）最低制限価格制度」の入札について、有効入札の多数が最低制限価格未滿となるケースが一部に生じているため一部改正を行います。

2 制度改正の内容

現在の最低制限価格算出方法に加え、次の項目を適用し試行します。

① 対象 ・一般競争入札の土木一式工事で、有効入札数6者以上の建設工事
(総合評価方式案件を除きます。)

② 算定式

$$\text{最低制限価格} = (\text{下限価格} ※ 1 + \text{中央値} ※ 2) \div 2$$

(1円未滿端数切り上げ)

※1 下限価格 = 予定価格 × 88%

※2 中央値 = 下限価格以上で予定価格以下の有効入札を
金額順に並べたときの中央の入札金額

※ 有効入札数が奇数の場合は、中央の入札金額、
偶数の場合は、中央の2件の入札金額の平均額とします。
(1円未滿端数切り上げ)

※ 現在の最低制限価格算出方法を廃止するものではなく、上記「①対象」に該当した場合に、上記「②算定式」を適用するもので、上記「①対象」に該当しない場合は、現在の最低制限価格算出方法が適用されます。

3 適用年月日

令和4年3月1日（火曜日）以降に入札公告する建設工事

【参考】

現在の最低制限価格算出方法

① 対象 設計額130万円超の建設工事（総合評価方式案件を除きます。)

② 算定式

$$\text{最低制限価格} = (\text{下限価格} ※ 1 + \text{平均入札価格} ※ 2) \div 2$$

(1円未滿端数切り上げ)

※1 下限価格 = 予定価格 × 88%

※2 平均入札価格 = A ÷ B (1円未滿端数切り上げ)

A 下限価格以上で予定価格以下の有効入札から
最高入札金額の札を除いた合計額

B 合計額の対象となった入札数

※ 有効な入札が最高入札金額のみの場合は、
その額を平均入札価格とします。